

## 新自己資本比率(バーゼルⅡ)第3の柱編

## Basel II

## CONTENTS

1. 自己資本調達手段の概要	44
2. 自己資本の構成に関する事項	44
3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	45
4. 自己資本の充実度に関する事項	45
5. 信用リスクに関する項目	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	46
(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関	46
6. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高	46
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	47
(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	47
(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	47
7. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	48
8. 信用リスク削減手法に関する事項	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	48
9. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	48
10. 証券化エクスポージャーに関する事項	
(1) オリジネーターの場合	48
(2) 投資家の場合	48
11. オペレーショナル・リスクに関する項目	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	49
(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	49
12. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	49
13. 出資等エクスポージャーに関する事項	
(1) 貸借対照表計上額及び時価	49
(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	49
(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	49
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	49
14. 銀行勘定における金利リスクに関する事項	
(1) リスク管理の方針及び手続きの概要	50
(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要	50
15. 金利リスクに関する事項	50

## ●バーゼルⅡ第3の柱とは

・バーゼルⅡとは、平成19年3月期から適用開始された新しい自己資本比率規制のことです。

バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。

・バーゼルⅡは3つの柱、すなわち、①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督上の検証、③市場規律から成り立っています。

・バーゼルⅡ第3の柱においては、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

## 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本につきましては、地域のお客様による(普通)出資金にて調達しております。

## 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成21年度	平成22年度
( 自 己 資 本 )		
出 資 金	317	317
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
利益準備金	317	317
特別積立金	17,309	18,149
次期繰越金	31	20
その他の	—	—
処分未済持分	△ 1	△ 5
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
基本的項目 ( A )	17,974	18,799
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	—	—
一般貸倒引当金	348	303
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目 ( B )	348	303
自己資本総額 [( A ) + ( B )] ( C )	18,322	19,102
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	3,170	3,170
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	2,540	2,540
控除項目不算入額	△ 2,670	△ 2,670
控除項目計 ( D )	500	500
自己資本額 [( C ) - ( D )] ( E )	17,822	18,602
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 )		
資産 ( オン ・ バ ラ ン ス 項 目 )	86,434	85,715
オフ・バランス取引等項目	1,752	1,705
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	7,779	7,751
リスク・アセット等計 ( F )	95,966	95,172
T i e r 1 比 率 ( A / F )	18.72%	19.75%
自己資本比率 ( E / F )	18.57%	19.54%

(注) 1. 自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は、国内基準を採用しております。

2. 平成21年度及び平成22年度については、「その他有価証券の評価差損」がないため、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成20年金融庁告示第79号)の適否による自己資本比率の変動はありません。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのことTier1比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安定性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目	リスク・アセット		所要自己資本額	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	88,187	87,421	3,527	3,496
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	88,187	87,421	3,527	3,496
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10	6	0	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,748	10,812	549	432
法人等向け	9,803	10,423	392	416
中小企業等向け及び個人向け	8,856	8,816	354	352
抵当権付住宅ローン	16,017	16,012	640	640
不動産取得等事業向け	26,431	28,030	1,057	1,121
三月以上延滞等	216	466	8	18
取立未済手形	7	8	0	0
信用保証協会等による保証付	549	512	21	20
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
出資等	817	813	32	32
上記以外	11,728	11,517	469	460
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	7,779	7,751	311	310
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	95,966	95,172	3,838	3,806

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
 4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## 信用リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「融資業務の基本方針(クレジット・ポリシー)」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、資産の査定を実施する担当部門を設置し、厳格な自己査定を実施しております。また、信用リスクの計量化につきましては、VaR(モンテカルロ法)により計測しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、リスク管理委員会やALM委員会において協議検討を行い、経営陣に報告する体制を整備しております。

また、貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「資産の償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

### (2) リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)

## 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

### (1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券その他			
		平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
国	内	262,369	<b>274,382</b>	129,659	<b>133,997</b>	132,710	<b>140,385</b>	478	<b>626</b>
国	外	1,508	—	—	—	1,508	—	—	—
地 域 別 合 計		263,878	<b>274,382</b>	129,659	<b>133,997</b>	134,219	<b>140,385</b>	478	<b>626</b>
製 造 業		4,287	<b>3,658</b>	4,287	<b>3,658</b>	—	—	206	<b>330</b>
農 業、林 業		419	<b>447</b>	419	<b>447</b>	—	—	3	—
漁 業		10	<b>9</b>	10	<b>9</b>	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		4,967	<b>4,819</b>	4,967	<b>4,819</b>	—	—	51	<b>65</b>
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業		89	<b>83</b>	83	<b>77</b>	5	<b>5</b>	83	—
運 輸 業、郵 便 業		1,146	<b>908</b>	1,146	<b>908</b>	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		5,027	<b>4,849</b>	5,027	<b>4,849</b>	—	—	24	<b>8</b>
金 融 業、保 険 業		62,121	<b>51,237</b>	2,787	<b>2,677</b>	59,334	<b>48,559</b>	—	—
不 動 産 業		63,896	<b>66,443</b>	63,896	<b>66,443</b>	—	—	95	<b>175</b>
物 品 賃 貸 業		147	<b>124</b>	147	<b>124</b>	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		121	<b>112</b>	121	<b>112</b>	—	—	—	—
宿 泊 業		665	<b>624</b>	665	<b>624</b>	—	—	0	—
飲 食 業		628	<b>585</b>	628	<b>585</b>	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業		2,044	<b>1,877</b>	2,038	<b>1,876</b>	5	<b>0</b>	—	—
教 育、学 習 支 援 業		78	<b>71</b>	78	<b>71</b>	—	—	—	—
医 療、福 祉		8,072	<b>8,211</b>	8,071	<b>8,210</b>	0	<b>0</b>	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		2,402	<b>2,387</b>	2,396	<b>2,385</b>	6	<b>1</b>	—	—
国・地方公共団体等		84,713	<b>105,342</b>	18,323	<b>22,205</b>	66,389	<b>83,136</b>	—	—
個 人		14,554	<b>13,901</b>	14,554	<b>13,901</b>	—	—	15	<b>46</b>
そ の 他		8,483	<b>8,688</b>	6	<b>7</b>	8,476	<b>8,681</b>	—	—
業 種 別 合 計		263,878	<b>274,382</b>	129,659	<b>133,997</b>	134,219	<b>140,385</b>	478	<b>626</b>
1 年 以 下		26,031	<b>25,491</b>	11,148	<b>11,013</b>	14,882	<b>14,478</b>	—	—
1 年 超 3 年 以 下		29,738	<b>42,164</b>	7,394	<b>7,196</b>	22,343	<b>34,967</b>	—	—
3 年 超 5 年 以 下		42,985	<b>31,514</b>	10,991	<b>11,217</b>	31,993	<b>20,296</b>	—	—
5 年 超 7 年 以 下		25,956	<b>20,379</b>	9,135	<b>7,465</b>	16,820	<b>12,914</b>	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下		47,590	<b>57,326</b>	17,093	<b>19,977</b>	30,497	<b>37,349</b>	—	—
1 0 年 超		77,549	<b>78,319</b>	73,888	<b>77,119</b>	3,661	<b>1,199</b>	—	—
期 間 の 定 め の な い も の		14,027	<b>19,187</b>	6	<b>7</b>	14,020	<b>19,180</b>	—	—
残 存 期 間 別 合 計		263,878	<b>274,382</b>	129,659	<b>133,997</b>	134,219	<b>140,385</b>	—	—

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、有形固定資産、無形固定資産及び繰延税金資産等が含まれます。

4. 業種別区分は、日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

5. 業種区分において個人事業主は、「個人」に含めず、それぞれの業種に計上しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成21年度	247	348	—	247	348
	平成22年度	<b>348</b>	<b>303</b>	—	<b>348</b>	<b>303</b>
個別貸倒引当金	平成21年度	414	528	13	401	528
	平成22年度	<b>528</b>	<b>440</b>	<b>95</b>	<b>432</b>	<b>440</b>
合計	平成21年度	662	877	13	649	877
	平成22年度	<b>877</b>	<b>743</b>	<b>95</b>	<b>781</b>	<b>743</b>

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	目的使用		その他		平成21年度	平成22年度	
製造業	204	<b>235</b>	235	<b>229</b>	—	—	204	<b>235</b>	235	<b>229</b>	—
農業、林業	—	<b>0</b>	0	—	—	—	—	<b>0</b>	0	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	37	<b>62</b>	62	<b>35</b>	—	<b>30</b>	37	<b>32</b>	62	<b>35</b>	11
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	<b>83</b>	83	<b>77</b>	—	—	—	<b>83</b>	83	<b>77</b>	—
運輸業、郵便業	—	—	—	<b>2</b>	—	—	—	—	—	<b>2</b>	—
卸売業、小売業	37	<b>25</b>	25	<b>9</b>	—	<b>16</b>	37	<b>9</b>	25	<b>9</b>	—
金融業、保険業	6	<b>6</b>	6	—	—	<b>6</b>	6	<b>0</b>	6	—	—
不動産業	54	<b>70</b>	70	<b>34</b>	3	<b>42</b>	50	<b>28</b>	70	<b>34</b>	44
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	5	—	—	—	5	—	0	—	—	—	—
飲食業	29	<b>23</b>	23	<b>23</b>	—	—	29	<b>23</b>	23	<b>23</b>	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	<b>5</b>	—	—	—	—	—	<b>5</b>	—
その他のサービス	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	38	<b>20</b>	20	<b>22</b>	3	<b>0</b>	34	<b>19</b>	20	<b>22</b>	0
業種別合計	414	<b>528</b>	528	<b>440</b>	13	<b>95</b>	401	<b>432</b>	528	<b>440</b>	55

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成21年度		平成22年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	88,274	—	<b>112,740</b>
10%	—	5,620	—	<b>5,211</b>
20%	—	56,042	—	<b>41,371</b>
35%	—	46,491	—	<b>46,254</b>
50%	434	309	<b>532</b>	<b>240</b>
75%	—	13,422	—	<b>13,000</b>
100%	—	53,176	—	<b>54,816</b>
150%	—	106	—	<b>214</b>
合計	434	263,443	<b>532</b>	<b>273,850</b>

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

## 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえで、ご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、地方公共団体保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出業務取扱要領」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取り扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、金庫が定める「貸出業務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として北海道信用保証協会保証、しんきん保証基金保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、北海道信用保証協会は政府関係機関と同様、しんきん保証基金は金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、金庫が定める「融資業務の基本方針(クレジット・ポリシー)」等により特定先への与信集中を抑制し、小口多数融資の徹底を図り、分散化に努めております。

## 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	631	646	1,510	1,444		
現金	—	—	—	—		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—		
国際決済銀行等向け	—	—	—	—		
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—		
国際開発銀行向け	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—		
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—		
地方三公社向け	—	—	—	—		
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—		
法人等向け	—	—	958	817		
中小企業等向け及び個人向け	631	596	531	587		
抵当権付住宅ローン	—	—	1	1		
不動産取得等事業向け	—	—	—	—		
三月以上延滞等	—	0	1	1		
取立未済手形	—	—	—	—		
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—		
株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—		
出資等	—	—	—	—		
上記以外	0	50	17	36		

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) オリジネーターの場合／該当ございません。(2) 投資家の場合／該当ございません。

## オペレーショナル・リスクに関する項目

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「統合的リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、厳正な事務取扱規程及び事務取扱要領の整備と、その遵守を心掛けることのほか、事務指導や研修体制の強化、さらに牽制機能としての内部監査部門による内部監査及び店内検査等により事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検のほか、内部監査部門によるシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理体制の強化に努めております。

その他のリスクについては、お客様相談センターを設置し、苦情に対する適切な対応、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備など、顧客保護の観点を重視した管理体制の整備に努めております。

### (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

現状、パーゼルⅡの対応として、オペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法により計測しておりますが、さらなる高度化を目指しリスクデータの蓄積をしております。また、一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会をはじめ各種委員会にて定期的に協議を行うとともに、経営陣に対する報告体制を整備しております。

## 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、非上場株式、株式関連投資信託、信金中央金庫及び投資事業有限責任組合への出資金が該当します。

そのうち、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク限度枠の遵守状況を定期的にALM委員会及びリスク管理委員会で協議検討を行っております。

一方、非上場株式、信金中央金庫及び投資事業有限責任組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」、「余裕資金運用要領」及び「有価証券等時価評価マニュアル」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券等会計基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### (1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額		時 価	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
上 場 株 式 等	139	<b>226</b>	139	<b>226</b>
非 上 場 株 式 等	862	<b>848</b>	862	<b>848</b>
合 計	1,002	<b>1,075</b>	1,002	<b>1,075</b>

(注) 投資信託の裏付資産のエクスポージャーは、一括して上場株式等の貸借対照表計上額及び時価額に加えております。

### (2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
売 却 益	2	—
売 却 損	2	<b>4</b>
償 還 損	105	<b>2</b>
償 却	0	—

### (3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度
評 価 損 益	△ 62	△ <b>71</b>

### (4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM委員会及びリスク管理委員会で協議検討のうえ、経営陣へ報告を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

### (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、次の定義に基づいて算定しております。

#### ・計測手法

「金利ラダー方式」

#### ・コア預金

対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄預金等)

算定方法：次の3つのうち最小の額を上限

- ① 過去5年の最低残高
- ② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高
- ③ 現残高の50%相当額

満期：2.5年

#### ・金利ショック幅

99パーセンタイル値(保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動)

#### ・リスク計測の頻度

四半期(前月末基準)

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区分	金利リスク量		区分	金利リスク量	
	平成21年度	平成22年度		平成21年度	平成22年度
貸出金	2,240	2,779	定期性預金	1,212	940
有価証券等	4,179	4,340	要求払預金	562	581
預け金	607	358	その他	8	4
コールローン等	—	—	調達勘定合計	1,783	1,526
その他	—	—			
運用勘定合計	7,026	7,478			

銀行勘定の金利リスク	5,243	5,951
------------	-------	-------

(注) 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(5,951百万円) = 運用勘定の金利リスク量(7,478百万円) - 調達勘定の金利リスク量(1,526百万円)